

(都) 平野南笠線の整備促進について【県への要望】

要望内容

(都) 平野南笠線については、県の目指す広域道路ネットワーク形成において、「環びわこ放射状ネットワーク」における放射状道路を構成する路線のひとつであり、滋賀県道路整備アクションプログラム2023において、国道1号以東の区間を、拠点間ネットワーク整備事業として位置付けていただいた。そのうち、(都) 山手幹線～滋賀アリーナ（暫定2車線区間）について4車線整備をいただいているところである。

当市においても、第6次草津市総合計画において、将来のまちの構造における「環状軸」として位置付けており、新浜工区（(都) 大江霊仙寺線～(都) 大津湖南幹線）については、市において、県に協力いただきながら事業を進めていくこととしている。

特に下記について、現在県において検討されている、びわこ文化公園都市における公共交通の研究とも整合を図りつつ、特段の配慮をお願いしたい。

- ・ 大津市平野～国道1号の整備促進

位置図・写真



現状と課題

(都) 山手幹線の供用開始や、びわこ文化公園都市の施設拡充により、交通量の増加が見込まれることから、幹線アクセス道路の整備が必要となる。

湖南地域において、各南北軸の主要な幹線道路を結ぶ東西アクセス道路が整備されておらず、交通混雑が発生している。特に、新名神高速道路草津田上 I Cからの東西アクセス軸として、(都) 大津湖南幹線、国道 1 号、京滋バイパス、(都) 山手幹線、さらには大津市平野までを東西に連絡する広域的な幹線軸となる道路整備が急務である。

なお、令和 5 (2023) 年度から道路概略設計に取り組んでいただいている。また、令和 7 年度より、びわこ文化公園都市における、まちづくりに活かす公共交通の研究として、新交通システムを含めた検討に取り組んでいただいている。

事業実施による効果

- 1 大津湖南地域と名神・新名神のアクセス性が向上するとともに、開通が予定されている新名神の区間(大津 J C T ~ 城陽 J C T ・ I C) との相乗効果により、県外との交流ネットワークが充実し、リニア中央新幹線開通後を見据えた近畿圏と中部圏との更なる交流の活発化が期待でき、産業振興に寄与できる。
- 2 周辺幹線道路のネットワーク効果が高まり、大津湖南地域の交通渋滞の緩和と産業振興に大きく貢献できる。
- 3 びわこ文化公園都市内に整備された滋賀アリーナや県立美術館などの施設への、県内外からの来訪者の利便性をより向上させることにより、利用促進を図ることができる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係

TEL：077-561-1501

都市計画部 都市地域戦略課 都市地域戦略係

TEL：077-561-6931



要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

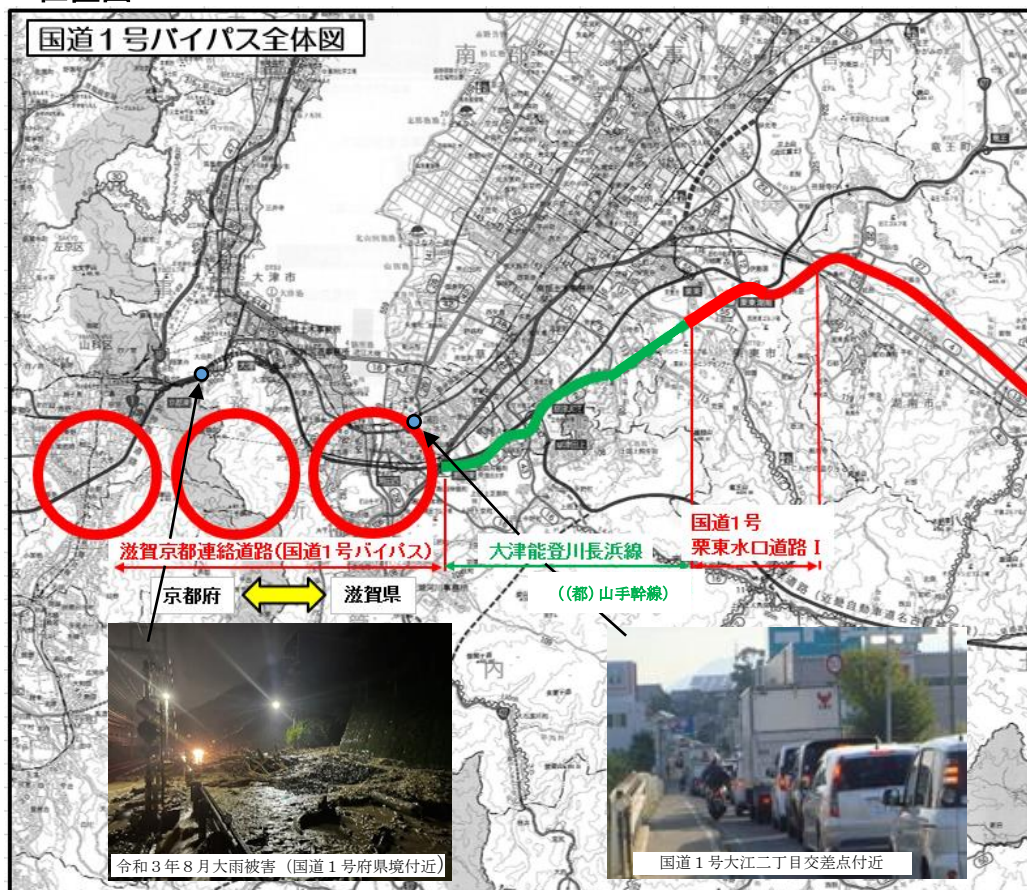
主要地方道大津能登川長浜線（（都）山手幹線）、栗東水口道路Ⅰ 供用後の周辺交通対策および滋賀京都連絡道路の整備について【国への要望、県への要望】

要望内容

主要地方道大津能登川長浜線（（都）山手幹線）および栗東水口道路Ⅰについて、整備していただいているところであるが、供用後の周辺交通への影響についても引き続き対策をお願いしたい。

また、供用後の影響を鑑み、その先線の道路ネットワークとして、滋賀京都連絡道路の整備に向け、計画段階評価を進めるための調査を着実に推進し、早期に事業化するよう、引き続き国に対して積極的に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

国道１号は、県内の商工業や物流など経済活動に重要な道路であるが、草津市内はもとより滋賀・京都間において未だに２車線区間であり、交通の集中による慢性的な渋滞により経済・産業活動が大きく阻害されている。

また、令和５（２０２３）年１月の大雪や令和３（２０２１）年８月大雨被害のほか、過去には平成２５（２０１３）年９月の台風１８号による豪雨や大雪により、国道１号に加え名神高速道路等の府県境の道路ネットワークが長時間にわたり寸断されたこともあり、その社会的影響を鑑み、機能強化が必要な状況となっている。

国道１号栗東水口道路および主要地方道大津能登川長浜線（（都）山手幹線）の整備が完了し、供用開始後の交通対策について、関係機関で構成する山手幹線供用対策協議会にて検討いただいているところであるが、その先の滋賀・京都間の国道１号がボトルネックとなっていることから、草津市域の幹線道路においてさらなる渋滞が引き起こされることが懸念されている。

事業実施による効果

- 1 国道１号のバイパス機能を発揮されることと併せて、新名神高速道路草津田上ＩＣとの接続が円滑化されることにより、広域基幹道路のネットワークが強化され、現国道１号の渋滞緩和による安定的・持続的な産業・経済の成長が期待できる。
- 2 災害時においても、確実な交通が確保されることにより、地域住民の安全・安心な生活の実現に貢献される。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係 TEL：０７７－５６１－１５０１

重点要望(継続)

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局



草津川上流部の河川改修の促進について【県への要望】

要望内容

近年、異常な豪雨が頻繁に発生し、草津川上流部では、令和3（2021）年8月大雨被害など、護岸洗掘による破堤被害の危険性が増しつつあるため、市民の生命財産を守るためにも、令和5（2023）年度末に策定された、「滋賀県河川整備5か年プラン」において、工事实施区間に位置付けられた区間について、地域と連携した着実な事業実施をいただくとともに、引き続き、工事準備区間・整備検討区間の早期事業化について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



五百呂橋付近（令和3年8月大雨被害時）

現状と課題

一級河川草津川は、金勝川との合流点から上流部は依然として著しい天井川の形態を呈し、改修がなされておらず、河床の土砂堆積や、護岸等が老朽化している箇所が見受けられる。平成25（2013）年9月の台風18号では、草津川の堤防が一部崩れ、甚大な被害が発生するおそれのある状況であった。

当該河川は、集落から最大7～8mの高さがある天井川であり、特に、美濃郷川との合流部においては、「草津市洪水・内水ハザードマップ」で浸水深5m以上となっている区域もあり、過去にも内水氾濫を繰り返している。

近年全国的に想定を超えるような降雨による甚大な被害も発生していることから、水害に対する市民の不安が高まっており、安全・安心な市民生活確保のため、早急に河川改修を図る必要がある。

令和5年度に「甲賀・湖南圏域河川整備計画」を変更の上、策定された「滋賀県河川整備5か年プラン」において、金勝川合流部から名神高速道路までを工事实施区間、名神高速道路から山手幹線までを工事準備区間に位置付けいただいた。

事業実施による効果

- 1 甚大な水害が予想される当該河川の改修により、流域の治水安全度が飛躍的に向上し、安全・安心な市民生活を享受することができる。
- 2 浸水リスクの低減により、市街地の発展や地域の活性化が期待できる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局、監理課

一級河川および県有地の適正な維持管理について 【県への要望】

要望内容

治水安全度の向上および周辺住民の生活環境の向上を図るために、草津川をはじめとした市内の一級河川や草津川廃川敷等の県有地における年2回の草刈、不法投棄防止を含むパトロール強化、立木伐採の適時実施および計画的な浚渫に取り組んでいただくよう特段の配慮をお願いしたい。

また、河川愛護活動事業については、参加団体が減少するなど、団体の負担が大きいため、実情に応じたより一層の制度の見直しに取り組んでいただくよう特段の配慮をお願いしたい。

写真



十禅寺川

南笠町地先（雑草繁茂・土砂堆積）



伊佐々川

西渋川一丁目地先（土砂堆積）



狼川

南笠町地先（雑草繁茂・土砂堆積）



草津川廃川敷

上笠四丁目地先（雑木・雑草繁茂）

現状と課題

草津川廃川敷および一級河川、特に草津川については堤体が広大で、夏季には雑草や雑木が繁茂して害虫等が発生しているとともに、土砂堆積により、増水時に水位が上がりやすい状況であり治水安全上の懸念がある。昨年度は、草津川（御倉町地先）などの浚渫を実施いただいたが、年1回の草刈では雑草が繁茂している状況である。他の一級河川においても、雑草繁茂により、不法投棄が行われる場所となり、その対応に苦慮している。

また、沿川農用地の利用者や周辺自治会が河川愛護等により清掃作業に取り組んでいただいているものの、高齢化等により作業参加に限界がある団体が増加していることから、河川愛護活動事業に対する支援や制度設計の見直しが必要であり、加えて、引き続き河川管理者による適切な維持管理が必要である。

事業実施による効果

- 1 適正な管理により、治水安全度の向上や、沿川・沿道住民の良好な生活環境が確保できるとともに、農作物への害虫被害が軽減されるなど、市民が安全で安心できる快適な生活環境の創出につながる。
- 2 廃川敷地の有効利用が図れるとともに、良好な生活環境の確保もできることから、これらを生かした地域のまちづくりにつながる。
- 3 事業参加に限界が近づく地域団体においても、河川愛護活動事業の継続が可能となる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

重点要望(継続)

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課



一般国道1号草津市矢倉二丁目地区歩道整備について 【国への要望】

要望内容

一般国道1号草津市矢倉二丁目地区歩道未整備区間（上り）については、南草津駅前付近であり歩行者が多いものの、歩道が整備されておらず大変危険であることから、歩道の今年度内完成について、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

位置図・写真



写真①



写真②



現状と課題

一般国道1号草津市矢倉二丁目地区については、生活道路としても利用されているが、歩道が未整備であることから、歩行者・自転車が路肩を通行することになり、大変危険な状況となっている。自転車が歩行者を追い越す際、突然車道にはみ出すなど危険な走行が見られる。

また、滋賀県の事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の事故危険区間リストに選定されている。

事業実施による効果

当該整備により、国道1号の交通安全対策に寄与でき、事故危険区間の解消へとつながる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

一般国道1号月輪電線共同溝の整備について 【国への要望】

要望内容

一般国道1号については主要幹線道路であるが、2車線で無電柱化されていない区間があり、災害時の緊急輸送に支障をきたす可能性があることから、災害時における緊急輸送道路の機能を確保できるよう、順次、無電柱化を推進いただきたく、特に令和5（2023）年度から事業化いただいている月輪電線共同溝の整備推進について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



現状と課題

一般国道 1 号については緊急輸送道路であるが、草津市域において、2 車線で無電柱化されていない区間（京滋バイパスとの分岐部から大津市域界まで）があることから、災害時に電柱が倒壊した場合、緊急車両の通行が遮断される可能性がある。

また、生活道路でもあることから、歩行者の通行も多く、安全で快適な歩行空間の整備が求められる。

事業実施による効果

- 1 電線共同溝を整備し無電柱化することで、国道 1 号の災害時における緊急輸送道路を確保することができ市域の救急支援活動に寄与する。
- 2 安全で快適な歩行空間および良好な都市景観の形成を図ることにより、安全・安心で魅力的なまちづくりに寄与する。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

市街地における一級河川の改修と公共下水道（雨水）整備との連携について【県への要望】

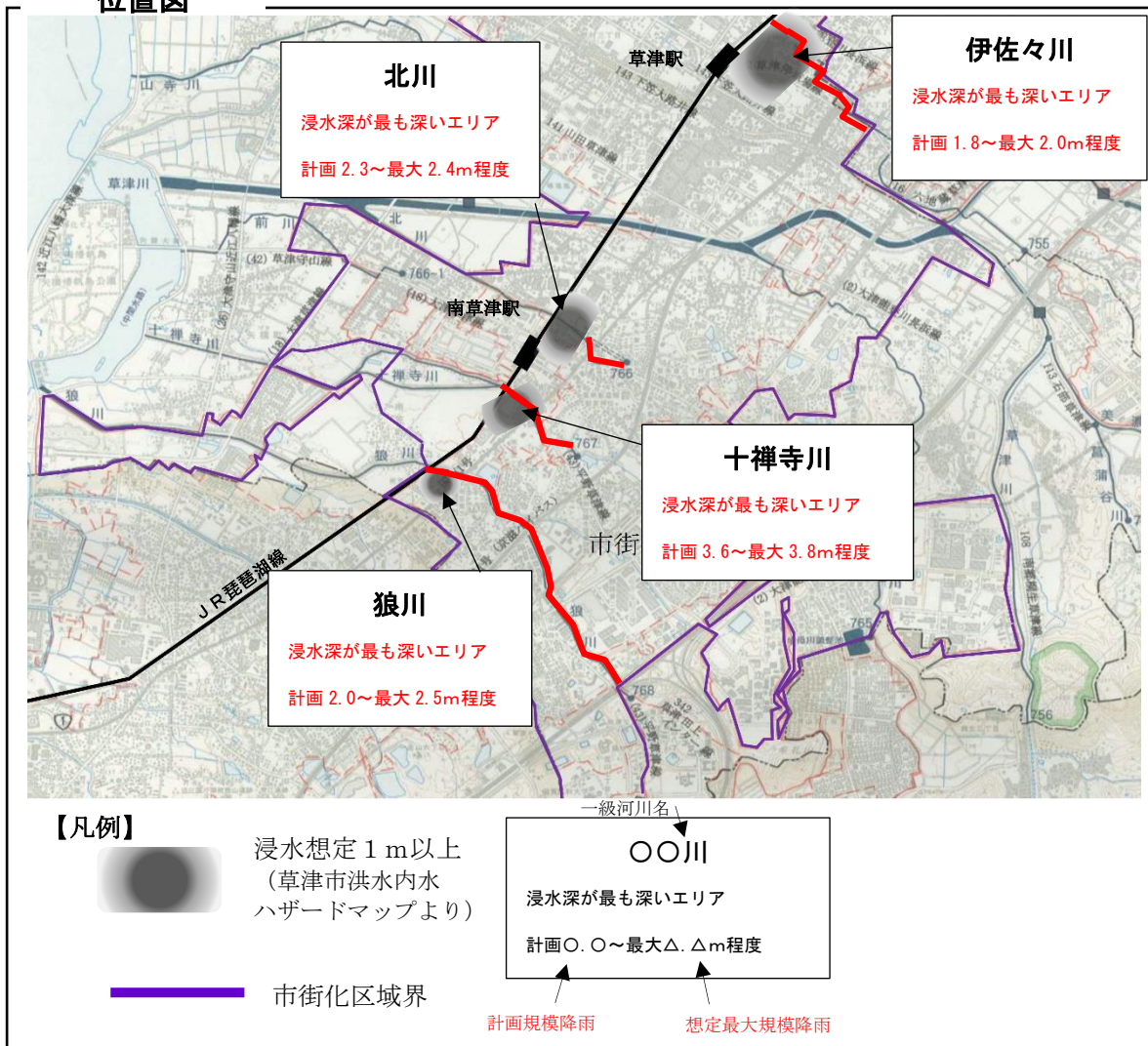
要望内容

市街地において一級河川上流部が未改修となっていることから、大雨や台風などによる浸水被害軽減のため、市が実施する公共下水道（雨水）整備の吐口となる、一級河川北川、狼川、十禅寺川、伊佐々川の改修を積極的に進めていきたい。

特に河川整備計画に位置付けのある下記の河川について、特段の配意をお願いしたい。

- ① 北川（ＪＲ交差部から国道１号まで、および国道１号より上流０．３km）の早期完成
- ② 狼川（調査検討区間１．８km）の概略設計

位置図



現状と課題

平成25（2013）年9月の台風18号の豪雨において、草津川や狼川の堤防が一部崩れ、また、十禅寺川では越水のおそれがあったため、土のうを積み水防活動で緊急的な対策を講じたところである。

北川はJ R交差部上流約220mまで、十禅寺川・狼川はJ R交差部下流側まで改修済みであるが、市街化区域内の住宅密集地となっている上流部が未改修であり、天井川のままでは治水安全度が低く危険な状況である。

草津市洪水・内水ハザードマップにおいては北川、十禅寺川、狼川、伊佐々川のJ R交差部上流域では浸水深が1.8m～3.8m程度の範囲が存在し、すべての河川が市街化区域内にある天井川である。

これら市街地の浸水被害軽減のために市では雨水施設整備を実施したいが、その流末となる一級河川が改修できていないことから事業実施に支障をきたしている。

事業実施による効果

大雨災害時、甚大な被害が予想されることから、一級河川の改修により被害を未然に防ぐとともに、流域内の抜本的な治水対策が図れ、住民の生命財産を守り、安全で安心な市民生活につながる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

公営住宅建替事業への支援について【国への要望】

要望内容

老朽化が進んだ公営住宅の建替について、早期に事業着手が必要な団地を選定するため、令和3年3月に策定した「草津市公営住宅建替基本計画」に基づき、計画の中で最も優先順位が高かった木川団地、西一・下中ノ町団地について建替事業に着手するものである。

建替事業に必要となる業務を実施するにあたり、円滑な事業実施が図れるよう交付金要望額の重点的な確保について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

建替後イメージ図



木川団地建替イメージ（共同住宅タイプ）

※上記パース図は、あくまでイメージであり、実際に建てる市営住宅とは異なります。

現状と課題

市中心部の小規模団地には法定耐用年限を間近に迎える住戸を保有しており、それらの更新が課題となっている。住宅政策における上位計画である「草津市住生活基本計画」で想定する公営住宅等の需要に適切に対応するために必要なストックの構成を早期に整えるとともに、「草津市公営住宅建替基本計画」に基づき、建替により集約化を進め、維持管理コストの縮減を図っていく必要がある。

建替事業は、現地建替を予定しているため、高齢な入居者等に仮移転および本移転をお願いする必要がある。

入居者に複数回の転居を求める事業であり、入居者の生命財産を守る観点から着実な事業実施が求められている。

事業実施による効果

老朽化が進む公営住宅について、高齢者や子育て世帯等に優しい公営住宅の整備を行うことにより、高齢化が進み、公営住宅等への居住ニーズが高まる中、適切に高齢者等の住宅確保要配慮者等の居住の安定と集住を進め、住宅に困窮される市民に対し、平時・有事を問わず安全で快適な住まいの供給が可能となる。

担 当：建設部 市営住宅課 市営住宅係
TEL：077-561-2395

重点要望(継続)

要望先：滋賀県土木交通部 都市計画課



草津川跡地の整備に対する支援について 【国への要望、県への要望】

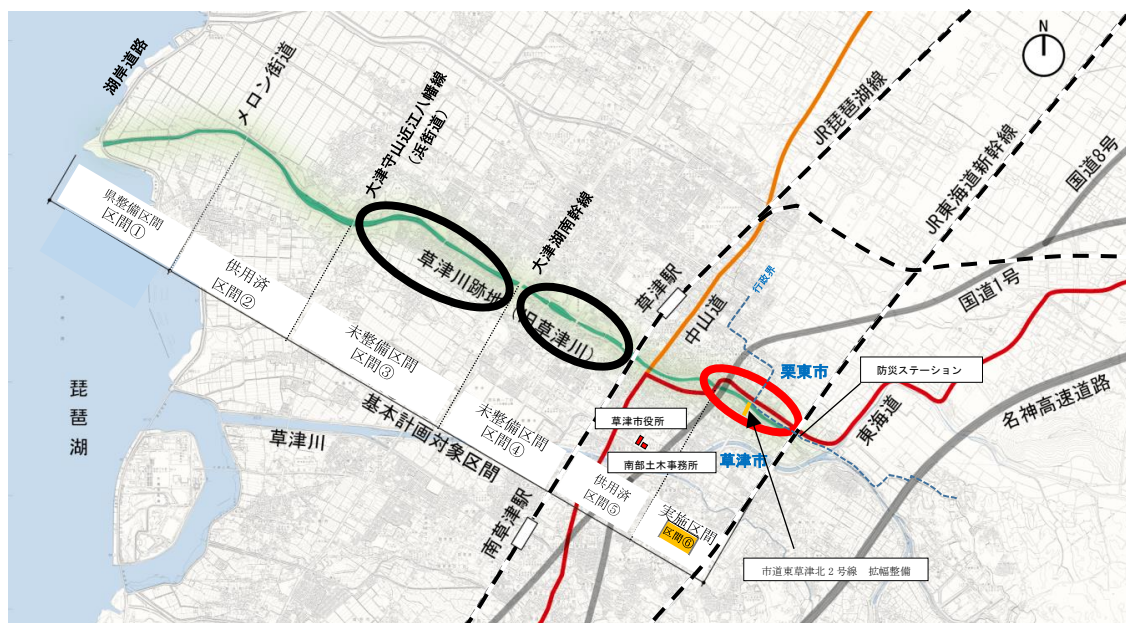
要望内容

草津川跡地について、優先整備区間とした区間2および区間5をそれぞれ、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）として平成29（2017）年4月に供用開始した。

今回の整備区間にあたる区間6について引き続き、県におかれては、草津川跡地整備事業に対する財政支援と栗東市との共同事業のための支援、調整について、特段の配慮をお願いするとともに、関連事業である市道東草津北2号線の拡幅整備も含め、財政支援について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、将来的な事業実施にあたっても、国および県からの支援について、国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

草津川跡地整備事業は、平成23（2011）年に策定した草津川跡地利用基本構想および平成24（2012）年度に策定した草津川跡地利用基本計画に基づき、草津川跡地を琵琶湖と市街地を結ぶみどり軸として整備しているが、関連する市道の整備も含め事業には多額の費用が必要となることから、事業実施にあたっては、国の補助金等の積極的な財政支援が必要であり、また、平成25（2013）年3月に締結した県との覚書に基づき、引き続き、県の財政支援と、区間6において栗東市の事業が円滑に進められるよう調整していただく必要がある。

事業実施による効果

- 1 貴重な自然環境との調和に配慮しながら緑地空間を創出することにより、県民の生活にうるおいとやすらぎを与えることができる。
- 2 天井川や旧街道など県民に親しみのある歴史的資源を保全・活用することにより、まちの魅力を向上させることができる。
- 3 琵琶湖湖岸から防災ステーションまでを緊急輸送の道路として整備することにより、広域防災機能を補完することができ、沿線住民の一次避難地としての役割を果たすことができる。
- 4 新たな集客・魅力拠点を整備することにより、中心市街地活性化とともに、にぎわい空間を創出することができる。
- 5 本市だけでなく県の観光・集客施設として認知され、周辺地域の経済効果や県外等から観光客増加が見込まれる。
- 6 関連する市道の拡幅整備により、草津川跡地（区間6）と都市計画道路矢倉草津線（ふれあいロード）を結ぶ道路が確保され、国道1号・栗東方面への利便性を向上させることができる。

担 当：建設部 草津川跡地整備課 整備管理係 TEL：077-561-6867
道路課 管理用地係 TEL：077-561-2390

学校施設環境改善交付金の確実な事業採択および補助 単価の引き上げについて 【国への要望】

要望内容

学校施設の改修や設備の更新工事等に係る学校施設環境改善交付金の確実な事業採択および補助単価の引き上げについて、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

当市の小中学校については、昭和40年代後半から50年代に建築した施設が多く、建物や設備の老朽化が進んでいるため、改修や更新等を行う必要がある。

また、グラウンドについても経年劣化が進み、降雨後数日経過しても水が引かず授業が出来ない等支障をきたしており改修を行う必要がある。

これらの事業実施には多大な財政負担を伴うため、市単独での実施は困難であり、国による補助が必要不可欠である。

ついては、自治体において年度当初から円滑な事業実施ができるよう、国において必要な予算を確保し、確実な事業採択および補助単価を実態に見合った額に引き上げをされるよう要望する。

<令和8年度実施予定工事等>

- ・南笠東小学校予防改修2期工事
- ・矢倉小学校トイレ改修工事
- ・南笠東小学校体育館トイレ改修工事
- ・矢倉小学校校舎棟非構造部材改修2期工事
- ・志津南小学校グラウンド改修工事

事業実施による効果

- 1 確実な事業採択により、学習環境の改善および児童生徒の安全・安心の確保の推進を図ることができる。
- 2 補助単価の引き上げにより、学校設置者の負担を軽減することができる。

担 当：教育委員会事務局 教育総務課 施設係
TEL：077-561-2426

小中学校の正規教員の適正な配置と、臨時講師・非常勤講師の人材確保と紹介について【県への要望】

要望内容

年度当初から欠員が生じないよう、小中学校に正規職員を適正に配置いただきたい。また、臨時講師・非常勤講師ができる人材を県で確保していただくとともに、学校の要望に応じて紹介していただくシステムの構築や、学校現場に適した人材の紹介についても、特段の配意をお願いしたい。

さらに、国が進める学校の指導・運営体制の充実に向け、専科指導教員（教科担任制・英語専科）や生徒指導担当の拡充についても、正規職員の配置となるよう特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

特別な支援を要する児童・生徒の増加等により学級数が増加傾向にある中、正規職員を担任や加配教員全てに配置できていない状況であり、とりわけ中学校においては欠員数がかなり多いため、定数通りの必要な正規職員の確保をまづもってお願いしたい。そのことが、何よりも子ども達の健全な育成・教育の充実さらには、教員の働き方改革に資するものであると認識する。

その上で、正規職員の欠員においては、臨時講師で対応することとなり、この臨時講師は、市町や学校において探すこととなっている。近年の育休制度改善による育休取得者の増加・長期化と病休者の増加により、講師採用に苦慮し多くの労力を費やしている現状があり、このことは県内の市町における全体的な課題であることから、臨時講師・非常勤講師の人材確保や学校現場に適した人材の紹介等のシステムの構築を県において図っていただきたい。

国においては、少子化を見据えた中において小学校における英語を含めた教科担任制の拡充・中学校における生徒指導担当職員の配置などの施策を打ち出しておられるが、こうした職員の配置については、正規職員の純増による配置となるよう特段の配慮をお願いする。

事業実施による効果

- ・学級担任の不在や教務による代行など、こどもや保護者の不安を和らげるとともに、スムーズな学級経営・学習指導を行うことができる。
- ・専科指導教員（教科担任制・英語専科）の指導学級においては、担任業務の負担を軽減し、学級運営や他教科の指導に関する教育の質を向上させることができる。
- ・学校が必要な時に、講師を確保することが可能になる。
- ・講師を探すために使っていた時間と労力を他の業務に充当したり、業務の削減を図ったりできる。
- ・職務能力が不十分な講師を雇用するリスクがなくなる。
- ・小学校に英語専科教員の増員とそれに応じた効果的な運用システムを構築することで、他の教員の全体的な指導力が底上げされ、英語教育の質を高めていくことができる。
- ・中学校におけるきめ細やかな生徒指導が可能となる。

担 当：教育委員会事務局 学校教育課 教職員係

学校政策推進課 学校政策推進係

TEL：077-561-2436

077-561-6981

特別支援教育充実のための人的配置および「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金について 【国への要望、県への要望】

要望内容

特別支援教育（インクルーシブ教育）の充実のため、次の3点について特段の配慮をお願いしたい。

- ・ 特別支援教育コーディネーターの専任化
- ・ 医療的ケアのための看護職員配置事業における県補助制度の基準緩和、ならびに人材確保のための体制整備と補助制度の拡充(単価の引き上げ)について、国への働きかけ
- ・ 合理的配慮コーディネーターの増員および県補助制度の基準緩和

要望理由

- ・ 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の中で、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努めることと明記された。児童生徒に、個に応じた教育を行うためには、専門的な知識や経験や関係機関との連携、校内就学委員会やケース会議等の企画・運営等が必要で、業務量が多く、他の業務と兼任する現状においては、十分な支援をすることが困難である。
- ・ 医療的ケアのための看護職員は児童生徒の健康維持や安全確保において非常に重要な役割を担っているとともに、医療的ケアが必要な児童が義務教育を受けるために欠かせない人員であるにもかかわらず、看護師が不足しており人材確保が困難である。令和6年度の県補助制度の実施要項変更に伴い、児童生徒の障害の状況によって補助事業対象となるモデル校数が減少したことから、インクルーシブ教育システムの構築に遅れが生じる。

- ・「地域で学ぶ」支援体制強化事業である合理的配慮コーディネーターについては、配置基準に満たない学校にも支援対象児童生徒が在籍しており、補助金の対象外となっているため手厚い支援ができない状況にある。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第11条第1項の規定に基づき、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）の一部を改正し、令和6年4月1日から施行されているが、その中にある合理的配慮例による「一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定する」ことが難しい。

現状と課題

【現状】 令和7年度4月

- ・特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒の在籍校と児童数
18校 36名
- ・合理的配慮コーディネーターと対象児童数
9校に配置 コーディネーター9名 児童数23名
- ・医療的ケアのための看護職員と対象児童
6校に配置(うち県補助対象は1校) 看護職員6名 児童数6名

【課題】

- ・特別支援教育コーディネーターが他の業務を行っていることで、すべての就学相談の対応が困難である。
- ・医療的ケアのための看護職員の人材確保が確定されないことで、保護者の職の安定につながっていない。
- ・補助金について、インクルーシブ教育システムの構築を進めるための事業であるが、令和4年度、令和6年度の実施要領の変更によって、補助事業対象となるモデル校数が減り、インクルーシブ教育システムの構築が遅れる。
- ・実際には、配置校以外にも支援を必要としている児童生徒は在籍しており、特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒が1学級に2名以上在籍しかつ当該特別支援学級に児童生徒が4名以上在籍する学校にのみ配置されているため、基準に満たない学校において、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に対応することが難しい。
- ・合理的配慮コーディネーターのコーディネーターとしての職務増加に伴い、人材確保や育成が難しい。

事業実施による効果

- ・特別支援教育コーディネーターの専任化により、校内就学委員会やケース会議等に適切な支援が図られ、相談の充実、個に応じた教育が一層進む。
- ・看護師を配置いただくことで、医療的ケアを必要とする児童生徒および保護者が安心して学校生活を送ることができる。また、担任や、全教職員が看護師と連携を図りながら健康状況を確認し、適切な指導を行うことができる。
- ・合理的配慮コーディネーターにより、個別の障害の状況を的確に把握し発達段階に即した支援を充実させることで、障害の有無に関わらずともに学ぶ共生社会をめざす学校作りを行うことができる。
- ・合理的配慮コーディネーター、医療的ケアのための看護職員の配置数が増えることで、インクルーシブ教育システムの構築が進む。
- ・合理的配慮コーディネーター、医療的ケアのための看護職員が配置される補助事業対象となるモデル校が増加し手厚く配置されることで、支援の対象となる児童生徒の就学先として、保護者・児童生徒が安心して地域の小中学校を選択することができるとともに、適切な就学指導を行うことができる。

担 当：教育委員会事務局

児童生徒支援課 児童生徒支援係

TEL：077-561-2437

要望先：滋賀県警察本部 警務部

交番の増設および警察官の増員について 【国への要望、県への要望】

要望内容

良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪認知件数が多く、交通事故も増加傾向にある南草津エリアの交番の増設およびこれに対応した草津警察署への警察官の増員について、国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

また、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の意見を踏まえ、生活拠点区域内への移設について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

当市では、平成16年以降、犯罪率や交通事故発生件数が県内都市部で上位の状況が続いており、草津署管内においては、刑法犯認知件数の多い南草津駅交番や矢橋交番等を抱えている。こうした状況の中、現状としては、大型商業店舗や駅周辺などを中心に自転車盗や万引き等の犯罪が依然として多く発生しているほか、「匿名・流動型犯罪グループ」の関与が疑われる特殊詐欺の発生件数も増加傾向にある。

これら犯罪の未然防止のため、市民防犯団体によるパトロールや、市と草津警察署との協働で巡回啓発や街頭啓発等の防犯活動を行うとともに、市では学区や町内会等への防犯カメラ設置補助事業に加え、子ども見守り防犯カメラを市内に350台設置し、今年度は、新たに「トクリュウ」対策として、駅前、主要幹線道路交差点、商業施設周辺に暮らし見守り防犯カメラとして50台増設するなど、独自の防犯対策を強化しているところである。

こうした地域の取組に対し、良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、今後2年間で警察官増員にかかる60名の採用計画が示されたところであるが、引き続き、国に対して警察官定員増員にかかる警察法施行令の改正を働きかけいただくとともに、南草津エリアをはじめとする交番の増設などの抜本的な体制強化に向け、草津警察署への警察官の増員配置に特段の配慮をお願いしたい。

なお、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、生活拠点区域内への移設が必要である。

事業実施による効果

- 1 良好な治安の維持・安全で安心して暮らせる地域社会の実現
- 2 県民・市民の安心感の向上

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係
TEL：077-561-2325

一 般 要 望

国民健康保険制度の円滑な運営に係る財政支援について【国への要望、県への要望】

要望内容

国民健康保険の財政基盤の安定と被保険者の負担の抑制を図るための一層の財政支援について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、第3期滋賀県国民健康保険運営方針において、県内保険料水準の統一目標年度を令和9年度とするとともに、納付金の精算制度をはじめ更なる国保財政の安定に向けた仕組みを構築していくことが示された。

令和9年度の県内保険料水準の統一にあたっては、地方単独事業の減額調整にかかる法定外繰入金の基準等を各市町で統一する必要があることから、県が主導となり、各市町と十分に協議を行った上で、早期に県内保険料水準の統一に向けて必要な事項を決めていただくとともに、特定年度に被保険者に急激な負担が生じることなく計画的な料率設定が可能となるよう、県の剰余金等を効果的に活用いただくなど、県として特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

国民健康保険財政は、都道府県単位化によって一定の基盤安定化が図られたものの、被保険者の平均的な負担能力は低く、給付額は高いという制度の構造的課題は依然として解消されていない。その中で、被用者保険のさらなる拡大や子ども子育て支援金制度の導入によって、被保険者の負担はさらに増加していくことが見込まれる。このことから、制度の構造的課題や制度改正に対応した、国保財政への財政支援の充実が必要である。

また、県内保険料水準の統一は将来的に保険財政運営の安定のため必要だが、統一に至る過程で被保険者に急激に大きな負担が生じないように、慎重に配慮のうえ進めていく必要がある。

統一標準保険料率と実際の料率に乖離がある現状から各市町が完全統一を目指すことを念頭に、引き続き、毎年の納付金・標準保険料率の算定にあたり市町の意見を十分にお聴きいただくとともに、保険料水準の完全統一を目指す市町への支援について、県として特段の配慮をお願いしたい。

事業実施による効果

国民健康保険財政の安定および高齢・低所得者が多くを占める国民健康保険被保険者の負担の抑制を図ることができる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 国民健康保険係
TEL：077-561-2366

精神障害者に対する医療費助成制度について 【県への要望】

要望内容

精神障害者に対する福祉医療費助成制度について、対象となる精神障害者の範囲を拡大いただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

滋賀県におかれては、県民の声や各市町からの要望を受け、精神障害者保健福祉手帳1級所持者等を、新たに障害者（児）福祉医療助成制度に加えられ、精神障害者と身体障害者・知的障害者の医療費助成水準の乖離の解消を図っていただいたところである。

しかしながら、滋賀県の令和6年度末時点における精神障害者保健福祉手帳1級所持者は、同手帳所持者の10%に満たず、同様に県の福祉医療費助成制度の対象となっている身体障害者手帳1級・2級所持者が全体の約46%、療育手帳A1、A2所持者が全体の約27%であることと比べると、依然として対象者の範囲が乖離している。

令和7年度以降も市町と協議いただく中で、この点の解消を図っていただきたい。

事業実施による効果

精神障害者の保健の増進および経済的負担の軽減を図ることができる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975

要望先：滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課

介護人材の育成・確保に向けた具体的かつ効果的な 施策の展開について【国への要望、県への要望】

要望内容

介護従事者の給与水準については、依然として全産業平均より低く、また、介護現場においては、引き続き人材の確保・定着・育成が課題となっている。

このことから、「介護従事者への更なる処遇改善」「介護支援専門員への処遇改善の創設」について国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。また、県におかれては、「介護従事者の資質向上」「介護職の魅力発信」に繋がる更なる施策の推進について、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

介護保険制度の持続可能性を高め、利用者に必要なサービスを十分に提供するためには、介護人材の充足が必要不可欠であるものの、介護人材は充足していない状況にある。

このことから、全国的に最も課題となっている介護人材の確保・定着に向けて、下記に掲げる施策が必要である。

- (1) 介護従事者の給与水準については、これまで処遇改善がなされてきたものの、他の職種に比べて依然として低い状況にあるため、更なる処遇改善を行う必要がある。
- (2) 介護支援専門員については、成り手不足が懸念されており、安定したサービスの提供をするためには、高い専門性と役割が求められる介護支援専門員への処遇改善の創設が必要である。
- (3) 安定した介護人材を確保するには、介護人材の定着・育成・資質向上に向けた補助事業への更なる支援が必要である。
- (4) 若年層に対しては、介護職の社会的役割と魅力が十分に発信できていないことから、教育機関との更なる連携が必要である。

事業実施による効果

介護人材の確保・定着・育成に向けた機会の創出や取組が効果的に促進されることで、地域で必要な介護サービスが提供され、利用者が安心して質の高い介護サービスが継続して享受できることにつながる。

担 当：健康福祉部 介護保険課 介護保険係
TEL：077-561-2369

要望先：滋賀県健康医療福祉部 健康しが推進課

滋賀県がん患者のアピアランスサポート事業について 【県への要望】

要望内容

がん患者のアピアランスサポート事業については、県において、市町が購入費用の一部を助成した場合に、市町の補助額に応じて補助金（市町補助額10千円を上限に2分の1）を交付いただいているところであるが、当市のアピアランスケア支援事業の利用者の状況によると、当市の助成額上限10千円に対し、医療用ウィッグ等補整具の平均購入額が一人当たり71千円を超えている。

令和5年度から県内すべての市町が助成を開始したことを踏まえ、利用者に対するさらなる負担軽減を図るため、補助額の増額について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

当市のアピアランスケア支援事業助成金交付申請者（令和6年度）の医療用ウィッグ等補整具の購入額は、一人当たり70,710円である。また、補整具を管理するためのケア用品（くし・シャンプー等）や洗い替えを複数個持つ必要があるなど、アピアランスケアにかかる経済的負担は大きい状況にある。

令和6年度にがん相談支援センターや医療機関、滋賀県がん患者団体連絡協議会に実態調査を行ったところ、滋賀県全体として助成額を拡大してほしい、助成額が低いことを理由に申請を行わない人がいるといった意見を頂戴している。

医療用ウィッグ等は高額であり、がん治療に伴う外見の変化は社会参加に大きな影響を与えることから、アピアランスケアにかかる費用負担の更なる軽減をはかり、がんになっても安心して暮らし続けられる環境づくりが必要である。

事業実施による効果

- ・がん患者のアピアランスケアにかかる費用負担が軽減する。
(外見の悩みに対し、心理的および経済的負担が軽減する。)

担 当：健康福祉部 健康増進課 健康増進係
TEL：077-561-2323